

後援名義使用申請手続案内

(後援・共催・協賛)

1	様式名	社会福祉法人日置市社会福祉協議会后援名義使用申請書
2	内 容	日置市社会福祉協議会の名義の後援を申請する場合に使用します。 共催・協賛の場合は、「後援」の部分を書き換えて使用してください。
3	問い合わせ先	日置市社会福祉協議会本所または支所(東市来・伊集院・吹上) 電話番号：本 所 246-8561 東市来支所 274-6565 伊集院支所 272-2306 吹上支所 296-5257
4	受付窓口	日置市社会福祉協議会本所または支所(東市来・伊集院・吹上) 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
5	申請様式	別紙「社会福祉法人日置市社会福祉協議会后援名義使用申請書」 その他、参考となる書類を添付する。
6	添付書類	事業の開催(実施)要領または事業計画書。 有料の場合は、事業の収支予算書等。
7	注意点	必要に応じて添付書類がありますので、申請書の提出前に本所または支所の 担当と十分連絡を取ってください。
8	備 考	承認基準等 (1) 主催者についての承認基準 ア 官公庁及びこれに準ずる団体 イ 公益法人及びこれに準ずる団体 ウ 民間の企業又は福祉団体 エ その他特に会長が認めるもの (2) 事業内容についての承認基準 事業内容が、本会の事業推進に寄与すると認められるもので、事業は 広く市民に及ぶものであること。ただし、次のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。 ア 事業が公序良俗に反するもの、その他社会的な非難を受けるおそれのあるもの。 イ 事業が宗教的色彩を有するもの。 ウ 事業が政治的色彩を有するもの。 エ 事業が私的な利益を目的としているもの。 (3) その他の審査基準 ア 主催者の存在が明確であること。 イ 主催者に十分な事業遂行能力があると判断されるものであること。 ウ 役員その他事業関係者が信用し得るものであること。 エ 講習会等にあつては、その講師が事業目的に真に的確な人であること。 オ 開催、開設の場所は、公衆衛生、災害防止について十分な設備及び措置が講じられていること。 カ 過去に名義の使用承認をしたものにあつては、当該承認の条件を履行しなかったことがないこと。